## 宇治市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 1 月 27 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真二

堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日 平成 28 年 12 月 27 日 (宇治市監査委員公表第 11 号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象 総務部納税課

監査期間 平成28年10月4日~11月21日

| 監査結果(指摘事項) |  | 措置状況等(改善内容)   |  |
|------------|--|---|--|
| 1          | 市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に<br>支払われているところ、当該資金の精算に遅れが見受けら<br>れた。今後は適正な事務の執行に努められたい。 | 資金前渡を受けた職員に対して、納税者への支払が完了した後、当該資金の精算が遅れないよう適切に事務を行うよう指導を行い、前渡資金の精算に係る事務を改善しました。 |  |